

【2026年度 保護者利用料】

物価の変動や消費税、国の政策変更により改正される場合があります。

施設維持費：

施設維持費	65,000円
-------	---------

※1号認定・2号認定のお子様については、入園許可証が到着後1週間以内にご入金をお願いします。

※3号認定のお子様については、2歳児クラスに進級する年の2月下旬にご入金をお願いします。

※一旦納入された納入金の返還は行いません。

保育料

※教育・保育給付1号認定の子どもは、教育標準時間に係る保育料が無償化されます。

※教育・保育給付2号認定で満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもは、保育標準時間または保育短時間に係る保育料が無償化されます。

※教育・保育給付3号認定の子どもの保育料はお住まいの市町村が定めた保育料となります。

<3号認定> 2025年度 松江市保育所等保育料金表（月額／円）

多子軽減 (保育料減額関係)	世帯の階層区分(父母の市町村民税額合算)		保育料（注3）	
	階層	定義	保育標準時間	保育短時間
所得割課税額 57,700円未満 の世帯 生計を一にする 兄姉がいる第2子 保育料半額 保育所等同時 入所の場合 2人目 保育料半額 2人目 世帯上限額に より保育料を 減額調整	1	生活保護等世帯(注1)	0	0
	2	市町村民税非課税世帯	0	0
	3B	ひとり親等の世帯(注2)	1,500	1,450
	3	均等割のみの世帯	4,000	3,900
	4B~6B	ひとり親等の世帯(注2) 所得割課税額 77,101円未満	2,000	1,900
	4	所得割課税額 48,600円未満	7,000	6,800
	5	所得割課税額 48,600円以上~72,800円未満	10,000	9,800
	6	所得割課税額 72,800円以上~97,000円未満	13,000	12,700
	7	所得割課税額 97,000円以上~115,000円未満	19,000	18,600
	8	所得割課税額 115,000円以上~133,000円未満	25,000	24,500
	9	所得割課税額 133,000円以上~151,000円未満	30,000	29,400
	10	所得割課税額 151,000円以上~169,000円未満	35,000	34,400
	11	所得割課税額 169,000円以上~202,000円未満	40,000	39,300
	12	所得割課税額 202,000円以上~235,000円未満	44,000	43,200
	13	所得割課税額 235,000円以上~301,000円未満	48,000	47,100
	14	所得割課税額 301,000円以上~349,000円未満	52,000	51,100
	15	所得割課税額 349,000円以上~397,000円未満	56,000	55,000
	16	所得割課税額 397,000円以上	60,000	58,900

※松江市以外にご在住の方は、お住まいの市町村が定めた金額になります。

| 多子世帯軽減措置：3号認定対象

子どもが複数いる世帯では、対象年齢範囲内で年長の子どもから順に保育料が軽減されます。

松江市の例

3号認定	対象	考え方	軽減
	第2子	同時に2人の子どもが保育所に入所している場合	通常保育料の半額
第3子		生計を一にする兄・姉が2人以上いる場合	無料

※上記以外にも、多子世帯・ひとり親世帯の減免制度があります。詳細は市役所にお問い合わせください。

| 特別負担金（毎月）：教育の質の向上を図るために要する費用

1号認定		2号認定		3号認定（2歳児のみ）	
教育充実費	4,100円	教育充実費	4,100円	教育充実費	4,100円
英語教材費	5,600円	英語教材費	5,600円		
合計	9,700円	合計	9,700円	合計	4,100円

※英語教材費は年中・年長のみ

| その他の特別負担金：利用者のみ必要

スクールバス利用者

施設設備費	5,400円／月	※弟妹同時利用の場合、第2子以降は半額
-------	----------	---------------------

課外教室利用者

課外教育費	英語	2・3歳児	4,100円／月	※月3回
		4・5歳児	5,100円／月	※週2回
	体操	2歳児以上	4,600円／月	※体操・サッカーはどちらか入会時に 【協力金2,000円】が別途必要
		4・5歳児	4,600円／月	

※上記以外に冷暖房費が必要となります（年2回 6月・11月）

英語 550円×年2回、 体操 550円×年2回、 サッカー550円×年1回

| 実費徴収：食育費（毎月）

1号認定		2号認定	
4,800円		6,400円	内訳：主食費1,400円+副食費5,000円
内訳：主食費1,000円+副食費3,800円		5,340円	内訳：主食費1,100円+副食費4,240円

※3号認定は月々の保育料に給食費が含まれています。食育費の徴収はありません。

※月に1回、お弁当の日があります（完了食～）。

※満3歳児（1号認定児）のみ、朝おやつ代が必要となります 500円／月

| 実費徴収：利用者のみ必要（一時預かり保育料・延長保育料）

1号認定

一時預かり保育料		
平日 14:30～18:00(3歳児以上) 13:00～18:00(満3歳児)	800円	※おやつ代を含む
長期休暇 平日 9:00～18:00	1,000円	※別途おやつ代を含む給食費312円／日を徴収します。 ※満3歳児は朝おやつ代25円／日も必要となります

2・3号認定

延長保育料			
保育標準時間利用児	平日 18:30～19:00	300円	※土曜日保育の時間は18:30まで。 延長保育はありません。
保育短時間利用児	平日 16:30～18:30	100円／時	
	平日 18:30～19:00	300円	
	土曜日 16:30～18:30	100円／時	※土曜日の保育時間は18:30まで。 (2・3号認定児のみ利用可)

※2・3号認定児 延長保育料の上限 … 5,000円／月

★教育・保育給付 1号認定の子どもの預かり保育について（施設等利用給付2号認定：新2号認定）

1号認定の子どもで保育を必要とする場合は、支給限度額の上限11,300円の範囲内で、実際の預かり保育料と利用日数×450円を比較して小さい方が市町村より支給されますので、差額分を園で徴収することになります。ただし、松江市による「保育の必要性の認定」手続きが必要となります。

希望の方は、説明会までに園へお申し出ください。松江市の申請書類をお渡しします。スマート申請は出来ません。